

清掃工場の整備の基本的な考え方

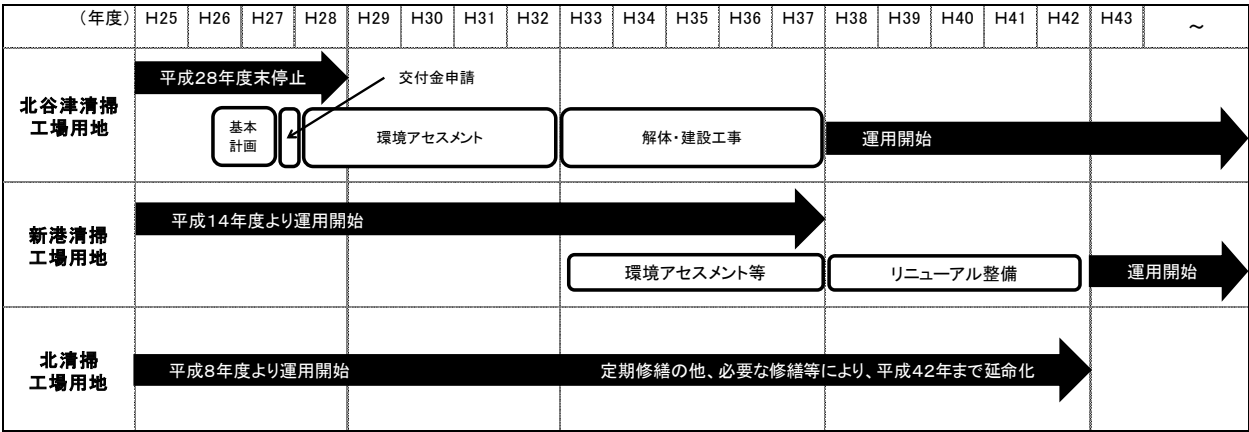
2 清掃工場の現状と整備に関する基本的な考え方

(1) 現状

- ①北谷津清掃工場の老朽化が進行しており、焼却ごみ量の削減状況を見極め、平成28年度末に停止を計画している。
- ②新港清掃工場及び北清掃工場もいずれ老朽化が進み、整備等が必要になるが、清掃施設用地として確保している用地はない。なお、北清掃工場は地元との協定により、使用に耐えなくなった時は廃止することとしている。
- ③北清掃工場は稼働後、平成22年までの14年間、地元との協定に基づき、常時2炉稼働の運用をしていたため、設備の損傷が少なく、一方、新港清掃工場は発電・熱供給を重視し、フル稼働していたため、設備の損傷が激しい。
- ④最終処分場へ焼却灰等を埋め立てているが、残余期間は約18年間と推計しており、最終処分量削減による延命化が求められている。

(2) 基本的な考え方

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、年間焼却ごみ量を25万4千トンまで削減し、老朽化した北谷津清掃工場を平成28年度末で停止し、3用地で2清掃工場を運用していく体制とするとともに、老朽化が先行する新港清掃工場の代替施設を北谷津清掃工場跡地の活用を念頭に、整備を推進することを基本的な考え方としている。



- 北谷津清掃工場
 - 平成28年度 年度末に現施設を停止
環境アセスメントに着手
 - 平成33年度 解体・建設に着手
 - 平成38年度 新港清掃工場停止後、代替施設として運用開始
- 新港清掃工場
 - 平成33年度 環境アセスメントに着手
 - 平成38年度 代替施設の稼働にあわせ、既存の躯体を活かし、プラントを入れ替える延命化の一手法「リニューアル整備」を実施
 - 平成43年度 北清掃工場停止後、代替施設として運用を開始
- 北清掃工場
 - 平成42年度 定期修繕の他、必要な修繕を実施して年度末まで運用

1 施設の概要

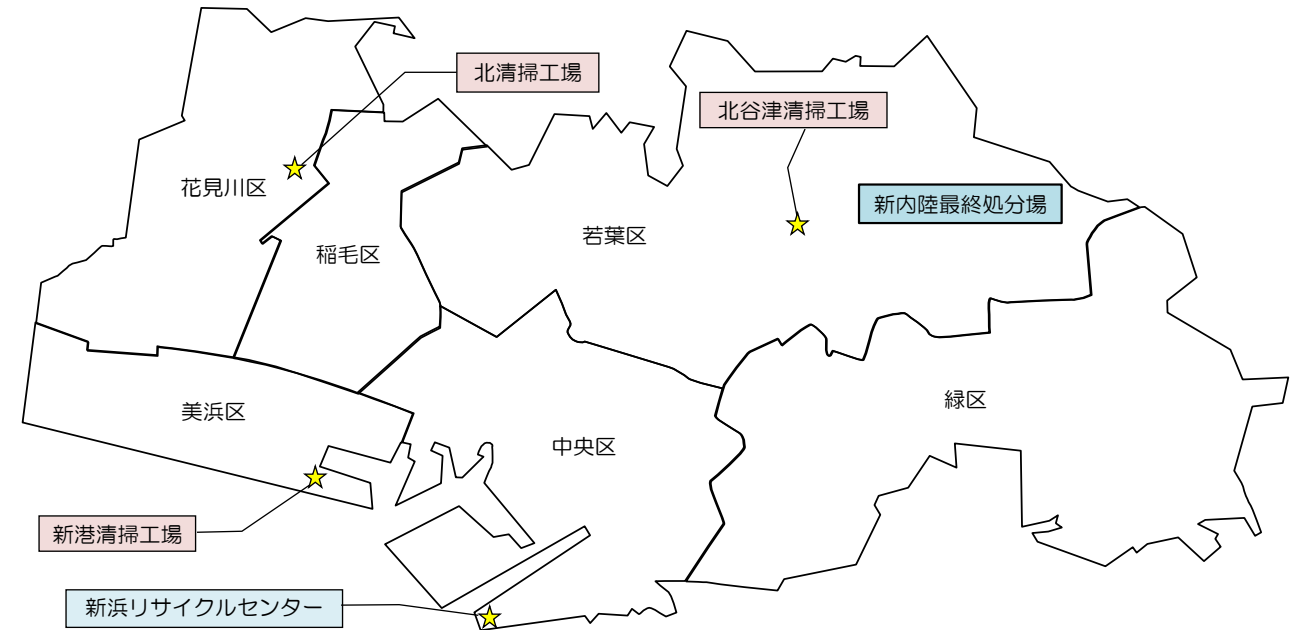
(1) 清掃工場

	北谷津清掃工場	北清掃工場	新港清掃工場
所在地	若葉区北谷津町	花見川区三角町	美浜区新港
運用開始	昭和53年 (稼働後36年経過)	平成8年 (稼働後17年経過)	平成14年 (稼働後11年経過)
処理能力	日量300トン (当初450トン)	日量570トン	日量405トン
備考	平成21年1炉廃止し、 現在2炉運転	焼却能力は高いが灰溶融 設備を有していない	灰溶融設備を有し、発電・ 熱供給を重視した施設

(2) 資源化施設他

	新浜リサイクルセンター	新内陸最終処分場
所在地	中央区新浜町	若葉区内
運用開始	平成7年	平成12年 (一部供用開始)
処理能力 または 埋立容量	破 砕 125トン※ 資源選別 95トン※ ※5時間当たり	93万9,000 m ³
備考	不燃・粗大ごみの破碎 びん・ 缶の資源選別及びペットボトル 保管	残余容量は最終覆土分を除き約 42万 m ³ 、残余年数は約18年間

[位置図]



3 想定ごみ量及び処理能力

(1) 想定ごみ量算定の考え方

- ①清掃工場の整備において想定する焼却ごみ量は、平成23年度時点で想定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画にある計画目標値をそのまま採用するのではなく、今後のごみ排出量及びごみ削減の施策を考慮し、かつ、安定的処理の観点からリスク管理できるごみ量として算定する。
- ②今後、「5 一般廃棄物処理施設基本計画の作成」の中で、手数料徴収制度導入効果も踏まえた排出量の算定、ごみ処理基本計画に位置付けている分別資源化施策の優先順位等を踏まえた資源化量の調整などを行う。
- ③国の交付金の考え方として、災害廃棄物の処理が一定期間で完了できるよう、処理能力加算の考え方が示されたことから、本市の震災廃棄物処理計画に基づき、一定の焼却処理量を見込む。

4 施設整備計画の目標年次及び処理能力

国の交付金要綱により、施設の稼働後7年以内に目標年次を設定することとされている。
2 清掃工場とも運用される年度を目標年次とすることにより、2つの清掃工場の処理能力を同規模とすることができれば、定期修繕時を含め施設の安定的な運用が可能となる。
このため、この計画期間内に整備する2 清掃工場とも運用する平成43年度を目標年次とする。

【処理能力の算定（H43年度）】

例）年間焼却ごみ量が27万9,000トンの場合

$$27万9,000トン \div 365日 \div (280日 \div 365日)^{\ast 1} \div 0.96^{\ast 2}$$
$$\Rightarrow \text{必要能力} 1,038 \text{トン/日} \div 2 \text{工場} \rightleftharpoons 520 \text{トン/日}$$

※1 稼働率 ※2 調整率

5 一般廃棄物処理施設基本計画の作成

平成28年度に、国の交付金を受け、環境アセスメントに着手するためには、施設規模や工期、概算事業費等を記載内容とした循環型社会形成推進地域計画を平成27年10月頃までに提出する必要がある。
このため、本年11月から、焼却方式や設備機器、建設スケジュール、概算事業費等の検討を内容とした一般廃棄物処理施設基本計画の作成を開始する。

【今後のスケジュール】

- 平成27年 8月：一般廃棄物処理施設基本計画（案）の作成
：千葉県廃棄物減量等推進審議会へ計画（案）を提示
- 9月：パブリックコメント実施
- 10月：基本計画決定
：循環型社会形成推進地域計画の提出